青森中央学院大学「人を対象とする研究倫理」ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、青森中央学院大学(以下「本学」という。)の内外で行う、 人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を 収集・採取して行われる研究活動(以下「人を対象とする研究」という。)を行うすべて の者(以下「研究者」という。)の行動及び態度の倫理的ガイドラインを示すものである。

(研究の基本)

- 第2条 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、個人の生命、尊厳及び基本的人権 を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならな い。
- 2 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、法令、所轄庁の告示、指針等を遵守しなければならない。
- 3 研究の実施に際しては、対象者の人権の尊重が最も重要であり、科学的及び社会的利益よりも優先しなければならない。
- 4 研究者が、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、 提供者の身体的、精神的負担及び苦痛をできるかぎり与えないよう努めなければならな い。
- 5 研究及び研究に関連する業務に従事する研究者は、役割を遂行するために必要な教育、 訓練を受けていること、または当該研究を実施した経験を有しなければならない。
- 6 学生が行う研究活動については、本ガイドライン等に基づき指導教員が適切に指導を 行わなければならない。特に、研究計画等の倫理審査の必要性については、指導教員が 責任をもって判断を行う。

(定義)

- 第3条 このガイドラインにおいて「人を対象とする研究」とは、臨地及び人文社会科学 の調査及び実験をいい、個人または集団を対象に、その行動、心身もしくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を収集・採取する作業を含む。
- 2 「個人の情報、データ等」とは、個人または集団から収集・採取する個人または集団 の特性としての思考、行動、個人環境、身体等に係る情報及びデータや、人ならびに人 由来の材料及びデータ(血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等)をいう。
- 3 「研究者」とは、本学に所属する教職員及び本学において研究活動に従事する者(学部学生、大学院生、研究生等を含む。)をいう。
- 4 「研究対象者」とは、研究のために必要な個人の情報、データ等を提供することによって研究対象となる者をいう。

5 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日 その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合 することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) をいう。

(研究者の説明責任)

- 第4条 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、研究者は、研究対象 者に対して研究目的、研究成果の発表方法など、研究計画について事前に分かりやすく 説明しなければならない。
- 2 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、研究対象者に対し何ら かの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予 見される状況について事前に研究対象者が理解できるように分かりやすく説明しなけれ ばならない。

(インフォームド・コンセント)

- 第5条 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、事前に研究対象者の 同意を得なければならない。
- 2 「研究対象者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。
- 3 研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく研究実施期間においていつでも、同意を撤回し研究への協力を中止する権利及び当該個人の情報、データ等の開示を求める権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。
- 4 研究対象者に求められたときは、当該個人の情報、データ等を開示しなければならない。ただし、その個人の情報、データ等が、本人を識別することが不可能な場合は、この限りでない。
- 5 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断されるときは、本人に代わりうる 者からの同意を得なければならない。
- 6 研究対象者からの同意は、原則として文書でもって行う。何らかの身体的、精神的な 負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合には、同意については必ず文書 でもって行わなければならない。研究者は、同意に関する記録を、適切な期間、保管し なければならない。
- 7 研究者は、研究対象者が同意を撤回したときは、当該個人の情報、データ等を廃棄しなければならない。

(情報、データ等の管理・保存)

第6条 研究者は、当該研究に関わる情報、データ等を「青森中央学院大学における研究

データの保存期間等に関する内規」その他関連諸規程に従い適切な期間、管理・保存しなければならない。

(第三者への委託)

第7条 研究者が第三者に委託し、個人の情報、データ等を収集する場合は、本ガイドラインの趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。研究者は、研究対象者から求められたときは、第三者への委託目的などを研究対象者に直接説明しなければならない。

(授業等におけるデータ収集及び採取)

- 第8条 教員が、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等を収集・採取するときは、事前に受講生の同意を 得なければならない。
- 2 教員は、個人の情報、データ等の提供の有無により、成績評価において受講生に不利益を与えてはならない。

(研究計画等の審査)

- 第9条 本学において、人を対象とする研究を行う研究者による研究の実施計画、公表計画等(以下、研究計画等という。)の審査は、研究倫理審査会(以下「審査会」という。)で行うものとする。ただし、倫理的に大きな問題はないと考えられる次のいずれかに該当する研究は、倫理審査申請を行わなくても差し支えないものとする。
 - (1) 法律の規定に基づき実施された調査データのみを使用する研究。
 - (2) 資料として既に連結が不可能で、匿名化されている情報のみを用いる研究。
 - (3) 他の研究機関の研究者との共同研究であって、本学以外の研究機関内で倫理審査及びそれに類するものを通過している研究。
 - (4) 指導教員の責任のもとで学生が行う研究活動で、指導教員が審査会による倫理審査を必要としないと判断した研究。ただし、調査実施前に、所属学部の長に対し調査内容について書面により届け出ること。
- 2 審査会は、研究(申請)者からの事前の申請書、研究計画書及びその他の添付資料に 基づき、別に定める「青森中央学院大学研究倫理審査会運営要領」に基づき審査を実施 する。

附則

本ガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。